

都道府県フットボールセンター整備推進事業 概要説明書

本事業は、「JFA2005年宣言」の具現化に向け、今後のサッカーファミリーの拡大やサッカーを通じた社会貢献による豊かなスポーツ文化の創造を視野に入れ、特に、施設の確保・活用という観点における基盤整備を目的に、平成19年度からの本格的な展開を検討している「JFAグリーンプロジェクト（仮称）」の一環として実施する。

1. 背景/目的

「M2：施設の確保・活用」という観点はもとより、現在推進している「M9：地域/都道府県サッカー協会の活性化」における47の都道府県サッカー協会の組織力・基盤強化の取り組みにとって、その活動拠点を確実に確保していくことは、更なるサッカーの普及・発展に向けて、非常に重要な課題である。

本事業は、47の全ての都道府県サッカー協会がこれから益々の増加が見込まれるサッカーファミリーに対して各種事業を展開していくための活動拠点となる「都道府県フットボールセンター」を確保していくことを目的に実施する。

なお、本事業は、「JFA2005年宣言」における「JFAの約束2015」の具現化に向けて、2012年度までの6年間で、全ての都道府県に「都道府県フットボールセンター」を設置することを目標とする。

□ 「都道府県フットボールセンター」の定義

「都道府県フットボールセンター」とは、都道府県サッカー協会が中心となって、サッカーファミリーに対する様々な事業を行い、各都道府県下におけるサッカー・スポーツのより一層の振興を図るための拠点施設であるとともに、各種関連事業やその他の地域活動を通じて、地域の活性化や地域コミュニティの構築等に努める地域交流の拠点施設である。

※ 詳細は、「都道府県フットボールセンター認定事業 認定要項」を参照。

2. 事業の概要

1) 都道府県フットボールセンター認定事業

JFAが定める「都道府県フットボールセンター認定事業 実施要項」に基づき、既存施設及び新規整備施設に対して、「都道府県フットボールセンター」と認定する。なお、認定の対象施設は、原則的に、次に掲げる1から5の各号の要件全てに当てはまるものとする。

□ 実施期間：平成19年度より認定事業開始。

都道府県フットボールセンター認定要件（抜粋）

1. 施設要件

原則的に次に掲げる全ての施設を隣接した空間に有すること。

- 1) 正規ピッチサイズ（105m×68m）の人工芝若しくは天然芝のグラウンド
- 2) 夜間照明施設
- 3) クラブハウス

2. 施設の利用に関する要件

当該施設は、都道府県サッカー協会が主体的に利用できる施設であるものとし、都道府県サッカー協会が年間総稼動時間のうち、原則として、5分の4を利用できるものとする。

3. 認定施設の名称に関する要件

JFA は、本認定制度に基づき、認定を受けた施設を、「〇〇県フットボールセンター」と認定し、命名する。但し、「〇〇県フットボールセンター」の名称は、当該施設の正式名称でなくとも良く、呼称／愛称等として掲げるものでも良いものとする。

4. 実施事業等に関する要件

1) 当該施設は、都道府県サッカー協会が主体となって、次に掲げるような事業を実施するための拠点施設であること。

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ①都道府県サッカー協会主催大会／フェスティバル | ⑦サッカークリニック（キッズ・レディース等） |
| ②トレセン | ⑧Jクラブ／総合型地域スポーツクラブ等との連携事業 |
| ③指導者講習会 | ⑨地域（学校・幼稚園等）への開放 |
| ④審判講習会 | ⑩地域活動 |
| ⑤JFA キッズプログラム | ⑪その他 |
| ⑥エリートプログラム | |

2) その他、当該施設は、原則として、次の機能を有する施設であること。

- ①都道府県サッカー協会の事務局機能（一部機能のみも可）
- ②都道府県下におけるサッカー関連情報発信機能

5. 施設の所有／管理形態に関する要件

当該施設は、必ずしも、都道府県サッカー協会が自己所有しなくとも良く、施設の所有／管理形態については、次のケース1から9の形態の何れかにあてはまるものとする。

<p><施設の所有形態></p> <p>1) 自己所有</p> <p>2) 関係団体所有</p> <p>3) 他団体所有</p>	<p>></p>	<p><施設の管理形態></p> <p>1) 自己管理 …………… ケース1</p> <p>2) 関係団体管理 …………… ケース2</p> <p>3) 他団体管理 …………… ケース3</p> <p>1) 自己管理 …………… ケース4</p> <p>2) 関係団体管理 …………… ケース5</p> <p>3) 他団体管理 …………… ケース6</p> <p>1) 自己管理 …………… ケース7</p> <p>2) 関係団体管理 …………… ケース8</p> <p>3) 他団体管理 …………… ケース9</p>
--	-------------	---

※施設の所有形態の「自己所有」については、施設のみの所有形態を示し、用地の所有形態は問わない。

※「関係団体」とは、都道府県サッカー協会の役員が参加する法人等、特に関係の深い団体を示す。

以上

2) 都道府県フットボールセンター整備助成事業

都道府県サッカー協会が主体となって整備する「都道府県フットボールセンター」の整備事業に対し、JFAが「都道府県フットボールセンター整備事業 助成金交付要項」に基づき、整備費用の一部を助成する。なお、本整備助成事業の助成対象事業／助成対象者／助成金の額等は、次のとおりである。

□ 実施期間：平成19年度より助成金交付。原則として2012年までの最大6年間の実施を予定。

**都道府県フットボールセンター整備助成事業
助成対象事業／助成対象者／助成金の額等**

1. 助成対象事業

- 1) グラウンド新設／改修事業
- 2) 夜間照明施設新設／改修事業
- 3) クラブハウス新設／改修事業
- 4) 屋内施設新設／改修事業

2. 助成対象者

- 1) 都道府県サッカー協会
- 2) 都道府県／市町村
- 3) 公益法人のスポーツ団体等

3. 助成金の額等

- | | |
|------------------|--|
| 1) グラウンド新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：9000万円
助成金の額の限度額： 4500万円 (助成率 1/2) |
| 2) 夜間照明施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額： 1500万円 (助成率 1/2) |
| 3) クラブハウス新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額： 1500万円 (助成率 1/2) |
| 4) 屋内施設新設／改修事業 | 助成対象経費限度額：3000万円
助成金の額の限度額： 1500万円 (助成率 1/2) |

※ 4) 「屋内施設」は、豪雪地域として特に認めた場合のみが対象。

※ 1つの計画に対する助成金の額の総額は**7500万円**を上限とする。

但し、豪雪地域特例で屋内施設整備事業を含む場合は、**9000万円**を上限とする。

以 上